

印鑑登録申請を代理人が行う場合

印鑑登録申請は本人が直接するのが原則ですが、本人が病気やその他やむをえない理由により申請できないときは、代理人により申請することができます。この場合は、本人自筆の代理人選任届を提出していただく必要があります。

- ① 代理人選任届は、登録者本人が全部記入してください。
- ② 代理人は、登録者本人自筆の代理人選任届を添えて市役所市民課または本納支所で印鑑登録申請を行ってください。（登録する印を持参してください。）
- ③ 本申請が本人の意思に基づくものであるかを確認するため、後日、登録者本人宅へ照会書(回答書)を郵送いたします。
- ④ 照会書(回答書)が郵送されてきましたら、それを登録者本人が全部記入してください。
- ⑤ 代理人は、登録者本人自筆の照会書(回答書)と登録する印を、代理人選任届を提出した市役所市民課または本納支所へ持参してください。
その際、代理人の本人確認をさせていただきますので、代理人の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等、身分を証明できる証明書を持参してください。
- ⑥ 登録が完了となります。

※登録者本人に代筆者が必要な場合は、代理人は代筆することができませんのでご注意ください。
(係員にお申し付けください。)

※上記の手続きには、およそ一週間程度必要となります。

※書き損じの場合など、代理人選任届の様式が必要な場合は、市民課または本納支所に用意してあります。また、インターネットの茂原市のホームページからも取得できます。

(茂原市ホームページ (<http://www.city.mobara.chiba.jp/>) →暮らしの情報→届出・証明→登録→印鑑登録について→代理人による登録申請 添付ファイル 代理人選任届)